

第3次沖縄県社会福祉協議会

21プラン

平成23年5月

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の推進期間	1
第2章	基本理念	2
第1節	新たな福祉の流れと県社協	2
第2節	めざすべき基本理念	3
第3章	基本構想、基本計画	4
第1節	基本目標1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成	
1.	現状と課題	4
2.	基本構想	4
3.	目標達成に向けた取組み	5
第2節	基本目標2 福祉サービス利用者及び当事者団体活動の支援	
1.	現状と課題	13
2.	基本構想	13
3.	目標達成に向けた取組み	14
第3節	基本目標3 地域自立生活を支える福祉基盤づくり	
1.	現状と課題	21
2.	基本構想	21
3.	目標達成に向けた取組み	22

第4節 基本目標4 明るい長寿社会づくり	
1. 現状と課題	26
2. 基本構想	26
3. 目標達成に向けた取組み	26

第5節 基本目標5 政策提言活動の強化	
1. 現状と課題	29
2. 基本構想	29
3. 目標達成に向けた取組み	29

第4章 計画を推進するための県社協の運営 32

第1節 地域福祉活動を総合的に推進する組織運営	
1. 現状と課題	32
2. 基本構想	35
第2節 財政基盤の強化	
1. 現状と課題	37
2. 基本構想	37

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

沖縄県社会福祉協議会では、平成13年より「沖縄県社会福祉協議会21プラン」を定め、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」と言う。）や施設団体等への支援を通して、本県の地域福祉の推進を図ってきました。平成22年度は、「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン」が最終年度となったことから、引き続き本県の地域福祉を総合的・計画的に推進すべく、これまでの成果を踏まえ、本会の現状に多角的な評価分析を加えるとともに、本会の新たな機能と役割を明らかにし、そのあるべき姿や果たすべき役割について検討を重ね、平成23年度よりスタートする「第3次沖縄県社会福祉協議会21プラン」を策定いたしました。

2. 計画の性格

この計画は、本会が地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題に取り組む、公共性と自立性を有する民間組織であることを踏まえ、行政はもとより、市町村社協や社会福祉法人・施設、福祉団体等との協働・連携、支援を通して、本県における地域福祉活動を総合的に推進していくことを目的に事業活動の基本を示すものです。

3. 計画の推進期間

第3次プランの実施期間は、平成23年度から27年度までの5年間とします。なお、目標達成に向けた取組みについては毎年度評価を実施し、中間年度となる平成25年度には、総合的な見直しを行います。

また、この計画に定める基本目標を実現するために、実施計画を毎年度策定し、年度ごとの評価に基づき必要に応じてプランを補正します。

第2章 基本理念

第1節 新たな福祉の流れと県社協

私たちの暮らす地域社会では、少子・高齢化の進行や単身世帯の増加に加え、景気低迷による雇用・貧困問題等を背景として、一つの家庭に様々な生活課題が複合的に存在し、これまでの対象者別による福祉サービスの提供のあり方では、問題解決に結びつきにくい世帯が増えています。

また、人々のライフスタイルや価値観の多様化、人口の流動化とともに、地域の連帯意識の希薄化と家庭の扶助機能の低下が急速に進み、自助・互助等のインフォーマルな支援による問題解決が困難な状況も見られます。

これまでも様々な福祉問題・生活課題に対応すべく、社会保障・社会福祉の制度の改善が図られてきましたが、引き続き制度の柔軟な運用や社会福祉分野間の連携、領域を超えた保健・医療、労働、住宅、教育など関連する分野との連携など、システムの見直しが求められております。

このような中、国においては、支え合いと活気のある社会を目指して、市民、企業、行政等が協働する「新しい公共」の創出を打ち出すとともに、年金、医療、介護、少子化対策などの社会保障・社会福祉の制度運営の持続性を確保し、さらに機能強化を図るための「財源」について検討が進められております。

さらに、「全社協福祉ビジョン 2011」では、ともに生きる豊かな福祉社会をめざして、地域におけるセーフティネットの仕組みの強化を重点的事項に掲げています。

これらのことを踏まえ、本会には新たな福祉課題・生活課題に柔軟に対応できる福祉サービスの強化・確立や、現行の制度では対応が困難なニーズに応える福祉サービス・活動の積極的な展開に向けた調査研究・提言機能の発揮が求められています。

そして、地域住民による支え合い活動など地域の福祉力を高めるとともに、より身近

な小地域における相談・調整機能の連携と総合化の仕組みづくりに向けて、市町村社協や社会福祉施設・団体、NPO法人、行政等との協働をさらに進めていく必要があります。

第2節 めざすべき基本理念

これらの役割を果たすべく、本会は、変化する社会情勢と住民の福祉課題や生活課題を的確に把握し、「自立と共生」の理念に立ち、沖縄の福祉文化を創造しつつ、県民一人ひとりが共に支え合い、安心して生活できる地域社会を形成していくため、県民並びにあらゆる関係者の参画と協働のもと、地域福祉活動を総合的に推進します。

第3章 基本構想、基本計画

第1節 **基本目標1** 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

1. 現状と課題

今、私たちが暮らす地域社会は、少子・高齢化の進行や単身世帯・高齢者世帯の増加、地縁血縁社会の機能低下、ライフスタイルの多様化等により人間関係が希薄化し住民同士のつながりや相互扶助機能の低下が指摘されています。

本会は、これまでも地域の福祉ニーズに即した小地域福祉活動に取り組んできましたが、市町村社協や社会福祉施設、民生委員児童委員、ボランティア、住民との協働のもと、孤立死の防止や災害時における要援護者への支援も含めた更なる小地域福祉活動の充実に取り組むことが求められています。

また、ボランティアやNPO活動に対する県民の関心の高まりとともに、さまざまな分野における活動の広がりが見られるなか、地域福祉の担い手としてのボランティア活動の支援や福祉教育を推進していくことが必要です。

さらに、住民の抱える生活課題や福祉課題も複雑・多様化しており、社会福祉施設の持つ専門性を活用した地域貢献活動の促進が求められるとともに、地域の最前線にあって社協とともに地域福祉活動を担っている民生委員児童委員への個別的・組織的な活動支援を強化していく必要があります。

そして、誰もが住みなれた地域で安心して生活が送れるよう地域の特性を踏まえ、公的な制度とインフォーマルな仕組みを組み合わせた新たな支援体制の確立により、地域福祉の推進を図ることが求められています。

2. 基本構想

- 孤立死の防止や災害時の要援護者支援なども含めた地域住民による支え合い活動の支援体制の整備を促進するため市町村社協活動を支援するとともに、市町村社協の地域福祉活動計画策定及び市町村の地域福祉

計画策定を促進します。

- 大規模災害時において社会福祉協議会が担うべき機能と役割を明らかにし、災害に強いまちづくりを進めます。
- さまざまな分野におけるボランティア・市民活動に多くの県民が参画できるように市町村ボランティアセンターへの支援を強化しながら、ボランティア学習や福祉教育の推進等に努めます。
- 社会福祉施設による専門性を活かした地域貢献活動を促進し、地域福祉の推進に向けて市町村社協と社会福祉施設の連携体制の構築を図ります。
- 県民児協の組織強化及び民生委員児童委員活動を支援するとともに、民生委員児童委員が地域福祉活動をより円滑で効率的に行えるよう、地域の関係ネットワークづくりを支援する。
- 公的な福祉サービスのほか、保健・医療等の社会資源や住民の支え合い活動などのインフォーマルな支援を含め、地域の実情に応じた沖縄型の地域包括支援体制の確立を目指します。

3. 目標達成に向けた取組み

活動目標 1 市町村社協活動強化の支援を通じた地域福祉の充実

市町村社協がこれまで培ってきたネットワークを活かした小地域福祉活動を推進し、地域住民の支え合い活動による絆の再生を図ります。また、市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーク実践の推進を図り、地域住民とともに地域の個別ニーズに即した支援体制の組織化を促進し地域福祉の推進に努めます。

さらに、大規模災害時において市町村社協が迅速な要援護者避難、被災者支援に当たることができるよう、災害支援体制の整備を進めます。

あわせて、社会福祉法で定められた市町村の地域福祉計画と連動した民間活動の計画である地域福祉活動計画の策定の推進に向け、市町村社協への支援を強化します。

(1)小地域福祉活動の推進支援

【取組み】

- 小地域福祉活動の調査研究の推進
- 小地域福祉活動の普及促進

【目標】

- 平成 22 年度現在、38 市町村において実施されているふれあい・いきいきサロン及びミニ・デイサービス活動について、平成 27 年度までに全ての市町村での実施を目指します。
- 小地域福祉活動推進組織のある市町村社協数は、平成 22 年度現在 10 ヶ所となっていますが、平成 27 年度までに 18 ヶ所の市町村社協での設置を目指します。
- 見守り・生活支援ネットワーク活動に取り組む市町村社協数は、平成 22 年度現在 12 ヶ所ですが、平成 27 年度までに 21 ヶ所の市町村社協での実施を目指します。

(2) コミュニティソーシャルワークの推進

【取組み】

- コミュニティソーシャルワークの調査研究の推進
- コミュニティソーシャルワーク実践の普及促進

【目標】

- 平成 22 年度現在、10 市町村社協において地区担当コミュニティソーシャルワーカーを配置していますが、平成 27 年度までに 14 市町村での実施を目指します。

(3) 地域福祉活動計画策定の推進

【取組み】

- 地域福祉活動計画策定への支援

【目標】

- 平成 22 年度現在、11 市町村社協において地域福祉活動計画が策定されていますが、平成 27 年度までに 18 市町村社協での策定を目指します。

(4) 災害時における支援体制の整備と強化

【取組み】

- 市町村社協災害対応マニュアル策定等の推進と支援
- 市町村社協災害支援担当職員の養成
- 市町村社協相互応援協定の整備

【目標】

- 平成 22 年度現在、災害対応マニュアルを策定している市町村社協はありませんが、マニュアル策定に向けた研修会の開催や個別支援を行い、平成 27 年度までに 16 市町村社協での策定を目指します。
- 全ての市町村社協に災害支援担当職員の配置を進めるとともに、毎年 1 回以上の研修を実施して、災害対応スキルの向上を図ります。
- 大規模災害時に必要に応じて他の市町村社協の支援が円滑に行われるよう相互応援体制の構築を目指します。

数値目標項目	単位	22 年度 現状	25 年度 目標値	27 年度 目標値
活動目標 1-(1) ふれあい・いきいきサロン及びミニデイサービス活動を実施する市町村社協数・実施率	カ所/ 41 社協 (%)	38 (92.7%)	40 (97.6%)	41 (100%)
活動目標 1-(1) 小地域福祉推進組織の組織化に取り組む市町村社協数・実施率	カ所/ 41 社協 (%)	10 (24.4%)	14 (34.1%)	18 (43.9%)
活動目標 1-(1) 見守り・生活支援ネットワーク活動に取り組む市町村社協数・実施率	カ所/ 41 社協 (%)	12 (29.3%)	14 (34.1%)	21 (51.2%)
活動目標 1-(2) 地区担当コミュニティソーシャルワーカーを配置している社協数・配置率	カ所/ 41 社協 (%)	10 (24.4%)	12 (29.3%)	14 (34.1%)
活動目標 1-(3) 地域福祉活動計画を策定済の市町村社協数・策定率	カ所/ 41 社協 (%)	11 (26.8%)	15 (36.6%)	18 (43.9%)
活動目標 1-(4) 市町村社協における災害対応マニュアル策定カ所数（策定率）	カ所/ 41 社協 (%)	0 (0%)	9 (22.0%)	16 (39.0%)

活動目標2 ボランティア・市民活動の充実強化

沖縄県ボランティア・市民活動支援センターは、地域の拠点としてのネットワーク機能を活かし、さまざまな分野において県民がボランティア・市民活動に参画できるよう環境整備や情報収集・発信に努めます。

特に、市町村社協におけるボランティアセンターへの支援、災害時の被災者支援体制の強化、地域・学校におけるボランティア学習・福祉教育の推進を図ります。

また、NPO が県民の共感と信頼を得て継続した活動を行っていくよう、その活動基盤の強化やネットワークの形成、行政や企業との協働連携の促進に努めます。

(1)市町村ボランティアセンターへの支援

【取組み】

- 市町村ボランティア担当職員の資質向上
- 市町村ボランティアセンターの実態把握と運営への助言

【期待される効果】

- 研修会を通じて地域のボランティアニーズを的確にキャッチし、課題解決ができるようボランティア担当職員の専門性を高めま
す。
- 実態調査や巡回訪問などを通じた助言・提言によって、市町村社協ボランティアセンター運営の充実と機能強化を図ります。

(2)ボランティア活動の促進と環境整備

【取組み】

- ボランティア活動の啓発と活性化の促進
- ボランティアコーディネーターの育成
- ボランティア団体等の実態把握と今後のボランティア活動の推進方策の検討

【期待される効果】

- 活動参加のための情報提供や環境整備を行うことにより、県民のボランティア・NPO活動参加の機会が広がります。
- ボランティアを受入れている様々な組織の受入れ態勢の強化やコーディネーターの資質向上によって、より活発で継続したボランティア活動が行われます。
- 実態把握をもとに、活動推進方策を検討、実践していくことによって、ボランティア団体の活性化が図られるとともに、今後のボランティア活動の振興が期待されます。

(3) NPO活動への支援と協働

【取組み】

- NPO活動の普及啓発と活動支援
- NPOと行政、企業の協働・連携への支援

【目標】

- 平成22年度現在612カ所へ配信しているメールマガジンを平成27年度までに150ヶ所配信先を増やししながら、NPO活動への理解者や参加者を増やします。
- セミナー開催を通して、NPO活動基盤の強化やNPO活動の活性化を図ります。
- 「おきなわ市民活動支援会議」を通じて、県内NPOが抱えるニーズや課題を共有し、中間支援団体の連携を強化します。
- NPOと行政、企業との協働・連携を強化することにより、新たな事業やサービスの開拓へつなげます。

(4) ボランティア学習・福祉教育の推進

【取組み】

- 地域・学校におけるボランティア学習・福祉教育の推進と支援

【期待される効果】

- 学校・地域・社協・NPOなどの実践を情報収集・共有するとともに、教育分野と福祉分野の連携を進め、児童・生徒のボランティア学習・福祉教育の積極的な展開を図ります。

数値目標項目	単位	22年度 現状	25年度 目標値	27年度 目標値
活動目標2-(3)	件	612	702	762
メールマガジン配信ヵ所数				

活動目標3 社会福祉施設の地域福祉・地域貢献活動の支援

社会福祉施設が地域の社会資源として、社会福祉施設の持つ専門性及び機能を活かし、住民の多様な福祉ニーズに応えるべく公益的な取り組みの推進を図るため、社会福祉施設による地域貢献活動の普及啓発に努めます。

また、社会福祉施設と市町村社協等との連携により地域福祉の推進が図られるよう、種別協議会等を通じた社会福祉施設への支援を行います。

(1)実態把握及び貢献活動の促進

【取組み】

- 社会福祉施設による地域貢献活動の実態調査の実施及び貢献活動の促進
- 市町村社協活動と社会福祉施設地域貢献活動の連携支援

【期待される効果】

- 社会福祉法人による地域貢献活動の普及を通じて、地域の福祉ニーズに対する専門的サービスの積極的な展開を図ります。
- 市町村社協と社会福祉施設の連携によって、制度的なサービスによる対応が困難な福祉ニーズに対する重層的なセーフティネットの構築を図ります。

活動目標4 民生委員児童委員活動の強化・支援

市町村社協と単位民児協・市町村民児協が一体となって地域福祉の推進に取り組むため、県民児協の組織強化及び民生委員児童委員活動を支援するとともに、民生委員児童委員が地域福祉活動をより円滑で効率的に行えるよう、地域の関係ネットワークづくりを支援します。

(1) 民生委員児童委員活動の強化

【取組み】

- 県民児協の運営基盤強化の支援
- 民生委員児童委員の相談技術向上のための支援

【期待される効果】

- 県民児協の運営基盤の強化を通じて、地域の民生委員児童委員活動の活性化に向けた取り組みの促進を図ります。
- 民生委員児童委員の相談技術の向上によって地域の福祉ニーズに対する適切で積極的な対応を促進します。

(2) 地域の福祉ネットワークにおける連携活動の推進

【取組み】

- 災害対策支援ネットワークへの参画促進
- 地域支え合いネットワークへの参画促進

【期待される効果】

- 災害支援における関係機関・団体との役割分担や連携体制を明確にし、災害時の即応体制を構築します。
- 地域の公的機関や住民団体等のネットワークの構築を通して、制度的なサービスや支援が難しい生活ニーズへの対応の強化を図ります。

活動目標5 地域包括支援体制の確立

高齢者世帯や単身世帯が増加する中、出来る限り住みなれた地域での生活を持続させていくために介護保険、医療保険制度などの公的な支援に加え、地域住民の支え合いによるインフォーマルな支援をもとに、地域の様々な機関・団体、個人、企業等の社会資源を有機的に結び付けた地域包括支援体制づくりの推進を図ります。

(1)地域における社会資源連携による支援体制づくりの推進

【取組み】

- 地域包括支援体制のあり方に関する検討
- 地域の社会資源連携による包括的支援体制づくりの推進

【目標】

- 誰もが住みなれた地域で、安心して生活が送れるような自助・互助・共助・公助の機能を結びつけた生活支援システムの構築を目指します。

第2節 **基本目標2** 福祉サービス利用者及び当事者団体活動の支援

1. 現状と課題

介護保険制度や障害者福祉、保育分野を中心に規制・制度改革が進行する中、社会福祉法人及び福祉事業者においては、サービス利用者のニーズに適切に対応する良質で安定的なサービスを提供していくことが求められており、従事者の資質向上に向けた研修の充実及び社会福祉法人の更なる経営基盤の強化と安定的・継続的事業展開のための経営計画の策定及び評価の推進が重要となっています。

一方、少子高齢化の進展による労働人口の減少に加え、福祉・介護サービスの分野における求人・求職者のミスマッチや離職率の高さなど社会福祉施設や事業所においては、慢性的な人手不足の解消が大きな課題となっています。人材の確保に向けて、有資格者や経験者の再就労促進及び福祉従事者の職場定着支援に向けた取り組みの促進を図る必要があります。

また、福祉サービスの改善及び質の向上に向けて、利用者等からの苦情への適切な対応が図られるよう、福祉サービス提供事業者への周知及び啓発が重要となってくることから、福祉サービスに関する苦情解決事業の推進を図ることが求められています。

さらに、昨今の経済状況において社会福祉振興基金及び地域福祉基金の運用果実が減少の傾向にあるが、地域の多様な福祉ニーズに対応するため県内の民間福祉団体やNPO等財政基盤が脆弱な団体の活動に対する支援として、資金助成による活動の支援は今後も推進していく必要があります。

2. 基本構想

- 各種別協議会による専門的な研修を推進するとともに、福祉従事者の体系的な養成研修を通して従事者のスキル及び専門性を高め、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 沖縄県社会福祉施設経営者協議会と協働して社会福祉法人の経営基盤強化を図ることで、質の高いサービスが安定的に提供できるよう社会福祉

法人への支援活動を展開します。

- 助成金の交付により、県内の民間福祉団体やNPO法人等の福祉活動を支援し、福祉団体等の育成に努めます。
- 福祉人材無料職業紹介事業による求人と求職者のマッチングを強化し、福祉・介護サービス事業所における人材確保に努めるとともに、職員の定着及びキャリア形成に対する支援を強化します。
- 県民等に対し介護に関する知識や技術を提供するとともに、在宅介護や認知症に関する講演会の開催、福祉用具や住宅改修の展示・紹介など啓発普及に努め、家族介護者等の不安解消、負担軽減を目指します。
- 福祉サービス利用者及び家族等からの苦情について、運営適正化委員会事業により事業所段階での適切な解決が図られるよう支援するとともに、福祉サービス利用援助事業が適切に提供されるよう運営監視に努めます。

3. 目標達成に向けた取組み

活動目標1 施設提供サービスの質の向上

種別協議会における各種委員会や専門部会等の組織活動の活性化による自主運営を促進し、併せて、課題別問題別の専門的な研修会等の実施を推進することにより福祉サービスの質の向上を図ります。

また、今後とも種別協議会と緊密な連携を保ちながら、福祉課題の共有化を図るとともに、課題解決に向けての連絡調整や調査研究活動等の協働事業を推進します。

さらに、県からの受託研修等についても、種別協議会との機能分担を考慮しながら福祉従事者の体系的な養成研修を進めます。

(1) 課題・問題別の専門的な各種研修会等の推進

【取組み】

- 事業活動展開における課題・問題の把握
- 施設従事者のスキルアップのための研修機会の確保・実施

【目標】

- 予定されている児童・障害・介護等の制度改正への対応のため、種別ごとの課題を把握・整理し、良質な福祉サービスの安定提

供に資する具体的対応策の推進を図ります。

- サービス提供課題・問題アンケート（種別毎・毎年度）の結果を基に、より実践的な従事者研修会（研修参加者年間延 7,500人目標）を種別協議会との共催の下適宜実施します。

(2) 調査研究活動の推進

【取組み】

- 福祉課題の共有化と共通課題の把握
- 課題解決に向けた連絡調整機能の強化

【目標】

○種別協議会々長会議の開催や種別合同調査・研究委員会の設置により、種別横断的な共通課題を把握し協働してその解決に向けた取り組みを促進します。また、「大規模災害等緊急対応共通マニュアル」の作成や「緊急時事業活動継続マニュアル」づくりを進めます。

(3) 福祉従事者の体系的な養成研修の実施

【取組み】

- 社会福祉事業従事者等の研修強化
- 福祉・介護サービス従事者のキャリアパスに対応した生涯研修体系の構築

【目標】

- 社会福祉事業従事者が、多様化するニーズに対応し、利用者等に対する支援が円滑に行えるように、新任、現任研修、専門研修等、それぞれの専門知識・技術の習得を通じて資質の向上を図ります。
- 福祉・介護サービス従事者のキャリアパスに対応した生涯研修体系を構築し、福祉・介護従事者の資質向上及び処遇改善を図ります。

活動目標2 社会福祉法人経営改善・安定のための支援

県内の社会福祉法人の経営基盤強化、会員相互の情報交換、研鑽等を深めていくため県社会福祉施設経営者協議会の組織活動の充実強化に努めます。

また、介護保険制度・介護報酬の改定や「障害者総合福祉法（仮称）」、「子ども・子育て新システム」の法制化等に向けた検討が進められており、各種法令への適正な対応や経営戦略の構築が求められ、社会福祉法人の経営診断やコンサルティングへの需要も高まることが予想されます。このようなことから県社会福祉施設経営者協議会と協働して、社会福祉法人が自ら経営組織、体質の改革を行い、真に自律的な経営を確立していくことを支援する「経営改善支援事業」の普及啓発及び促進を図ります。

(1) 経営改善支援事業の普及啓発及び促進

【取組み】

- 経営改善ツールの活用の普及促進
- 労務管理、会計・税務等の専門家の協力による経営診断の促進

【目標】

- 新経営改善ツール（全社協盤）活用モデル事業の実施を通して改善ツール活用を促進すると共に、これを基に各法人自らの経営計画策定を促進し、計画的・安定的法人運営に役立てます。
- 必要に応じて法人経営専門アドバイザーの助言が受けられる体制整備を図り、適正な課題解決につなげます。

活動目標3 資金助成による活動支援の推進

県内の民間福祉活動の育成及び強化を図るため、効率的な運用を行い県内の民間福祉団体やNPO等財政基盤が脆弱な小規模団体に対し、適正な審査の下、助成金による福祉活動の支援に努めます。

(1) 社会福祉振興基金及び地域福祉基金助成事業の実施

【取組み】

- 適正な団体選定と審査による的確な活動支援
- 地域活動モデル事業への活動支援

○事業周知の強化と対象団体の適切な把握による支援の拡大

【目標】

- 財政基盤が弱い民間福祉団体等に対し、金銭的助成を行うことにより、団体の自主的かつ創造的な活動を助長します。
- 先駆的な事業に助成し、スムーズな事業実施を支援することにより事業の普及・拡大を図ります。
- 助成情報の発信及び関係団体との情報の共有化により広い選択の中からの適正な助成を行います。

活動目標 4 福祉人材の養成・確保事業等の推進

少子高齢化の進展による労働人口の減少に加え、福祉・介護サービスの分野における求人・求職者のミスマッチや離職率の高さなど、慢性的な人手不足の解消が大きな課題となっています。

福祉人材センターの行う無料職業紹介事業を通じて、ハローワークや職能団体、福祉人材養成校との連携を強化し、福祉人材の確保を図るとともに福祉のしごとに対する広報啓発活動に努めます。

また、施設・事業所の人事管理制度の推進等、社会福祉事業経営者への人材確保の支援を強化し、職員の定着支援に努めます。

(1)福祉人材の就労および定着の支援

【取組み】

- 福祉人材無料職業紹介事業の充実
- 求職者ガイダンス等による登録促進
- 社会福祉事業従事者の資格取得のための支援

【目標】

- 福祉人材無料職業紹介事業の充実により、求職登録者及び求人事業所を増やし、斡旋件数の増加を図ります。
- 福祉の職場説明・面接会や高校生を対象とした入門教室、養成校等の学生を対象とした就職ガイダンス、福祉・介護の職場体

験の実施等により、福祉・介護職に対するイメージアップを図り、福祉事業所への就職率の向上につなげます。

- 人材確保が困難な先島地域における介護福祉士等の資格取得支援を行い、人材の育成・定着を図ります。

(2) 社会福祉事業従事者確保に関する調査研究

【取組み】

- 社会福祉事業従事者確保に関する調査等を通じた課題把握

【目標】

- 調査を通じて得た福祉人材確保の課題を把握し、福祉職への就労希望者と求人施設等への支援及び関係機関との連携を図ります。

活動目標5 介護技術等の普及による介護意識の促進

高齢化がますます進展する中で、介護保険の見直しや障害者の自立支援施策の展開等に伴い、要支援者の介護等について県民一人ひとりがそれぞれの課題として適切に対応する必要があります。

そこで、介護問題について県民の理解のもとに「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く地域住民に啓発するため、高齢者等介護の実習等を通じて、介護知識、介護技術の普及と啓発事業の推進を図ります。

さらに、県総合福祉センターを拠点として、介護実習室、福祉用具の展示・相談体制を整備し、介護研修の充実と福祉用具・住宅改修の普及を図るとともに、各関係機関・団体との密接な連携を進め、介護実習・普及センター事業を効果的に推進します。

(1) 介護・福祉用具及び住宅改修に関する知識・技術の普及講座の開催

【取組み】

- 介護・福祉用具及び住宅改修に関する展示相談や講座等の開催による普及啓発の推進

【目標】

○高齢者介護講座等を通じて、県民の介護技術の向上を図ります。
また、本島内のへき地及び離島を中心にマンパワーを補うため福祉用具等の情報及び介護技術を提供し、介護者の負担軽減を図ります。

(2) 介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実

【取組み】

- 介護相談等への対応
- 介護技術・福祉用具普及講座等の開催による普及啓発の推進

【目標】

○福祉用具等の展示充実や介護等の相談を通じて、県民や介護従事者の福祉サービスの選択肢を広げ、介護負担の軽減を図ります。

活動目標6 苦情解決による適切な福祉サービスの推進

苦情解決の取り組みは、利用者の立場に立った適切な福祉サービスの実現を目指す仕組みとして重要なものであり、広報活動の強化および関係相談機関との連携によって、福祉サービスの利用者をはじめ県民、事業者等への普及・啓発を図ります。

サービス提供事業者においては、社会福祉法第82条の規定により、利用者等からの苦情の適切な解決を図るための仕組みを設けることが義務付けられ、苦情受付担当者や解決責任者、第三者委員の設置など苦情解決システムの整備に取り組んでいますが、今後更に各事業所段階での適切な苦情解決が図られるよう運営適正化委員会において研修会、巡回指導、その他必要な事業の推進に努めます。

また、利用者の権利擁護を目的とした福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための運営監視業務を推進します。

(1) 運営適正化委員会事業の実施

【取組み】

- 苦情受付担当者や解決責任者、第三者委員による苦情解決システムの設置促進
- 福祉サービス利用援助事業の適切な運営監視の推進

【目標】

- 事業者段階での適切な苦情解決が促進されるとともに、利用者からの苦情への適切な対応により福祉サービスの質の向上を図ります。
- 福祉サービス利用援助事業の適切な運営が図られるよう、運営監視業務を推進します。

第3節 **基本目標3** 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

1. 現状と課題

長引く不況のもと、失業者や低所得者等への支援は重要な課題となっています。失業者や低所得者等への社会的自立支援の一つとして役割を果たしている生活福祉資金貸付事業においては、本県の経済状況や失業率の高止まりの状況等から今後も貸付ニーズは高いことが予想されます。急増した総合支援資金貸付の本格的な償還を平成23年度に迎えるにあたり、適切な債権管理が必要となってくるとともに、市町村社協における貸付から償還までの継続的な相談支援体制の充実強化が求められています。

また、ホームレスやひきこもり、ニート等、地域で孤立している人々への伴走型支援として国ではモデル事業を展開し、地域での自立生活を支える支援体制の構築に取り組んでおり、福祉関係機関・団体との連携により、効果的な事業推進が重要となっています。

さらに、判断能力が不十分な状態にあっても地域生活を継続できるよう支援を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度への利用ニーズは高まっており、制度の適切な利用にむけた支援の充実が求められています。

加えて、深刻化する高齢者の虐待問題について、予防・早期発見・早期対応に向けて地域包括支援センターを中心とした虐待対応職員の資質向上を図る必要があり、困難事例などについても弁護士や社会福祉士等の専門職による支援が求められています。

そして、矯正施設退所後に福祉サービス等の支援が得られず自立した生活を送ることが困難な高齢者・障害者に対し、司法と福祉が連携し、支援を行うことが必要です。

2. 基本構想

- 民生委員や市町村社協との連携のもと生活福祉資金貸付事業による社会的自立支援の充実を図るとともに、伴走型支援を行う団体や福祉事務所、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、失業者や低所得者等の生活再建に向けた支援体制の充実強化を図ります。また、市町村社協、民生委員との協力のもと世帯状況に応じた償還指導を行い、適切な債権管理に努めます。

- 判断能力が低下しても日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用し、安心して地域生活が送れるよう市町村社協や行政との連携を強化しながら、権利擁護活動の充実を図ります。
- 高齢者の虐待については専門家チームと連携し、市町村や地域包括支援センターへの支援活動に努めます。
- 矯正施設退所者で福祉サービスの利用が必要な者については、地域生活定着支援事業により地域生活の基盤づくりを支援するとともに、関係機関とのネットワークを構築し支援体制の充実を目指します。

3. 目標達成に向けた取組み

活動目標1 低所得者等への支援

従来の低所得世帯や高齢者・障害者世帯への貸付に加えて、離職者等の新たな貸付ニーズへの対応により生活福祉資金貸付事業が雇用施策を補完的な役割を担ってきていることから、市町村社協及び民生委員はもとより、伴走型支援を行う団体や福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、借受世帯の社会的自立の促進を図ります。

また、市町村社協における相談体制を強化し、地域住民の自立生活支援に努めるとともに、借受世帯の償還能力その他の状況を十分に勘案しつつ、必要な場合は法的措置を含めて償還の促進を図り、生活福祉資金貸付事業の適正な運営を図ります。

(1)生活福祉資金貸付事業等の効果的な運営

【取組み】

- ニーズに対応した適切な貸付による低所得世帯等の自立支援
- 市町村社協等との連携による債権管理の強化
- 相談支援体制の充実強化
- 関係機関・団体との連携強化

【目標】

- 様々な課題を抱える低所得者世帯等に対し、民生委員、市町村社協相談員等の丁寧な相談を通し必要な資金の貸付を行い、借受世帯の社会的自立の促進を図ります。
- 借受世帯の状況に応じた償還指導を行うと共に法的措置を含め

た適切な債権管理を行い償還率の低下を防ぎます。

- 貸付申込から貸付後の償還まで、世帯への自立に向けた支援を行うための相談員の相談技術、体制の充実強化を図り、多くの課題を抱える世帯等への適切な支援につなげます。
- 伴走型支援を行う団体や福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関との情報を共有化し連携を強化し、低所得世帯等の自立を図ります。

活動目標 2 権利擁護活動の推進

判断能力が不十分な高齢者や障害者などに対して福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の推進にあたっては、市町村社協と連携を図りながら、増加していくことが見込まれる利用ニーズへの対応に取り組んでいきます。

また、判断能力が低下した利用者が円滑に成年後見制度を利用できるよう、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の利用促進を図り、かつ、市町村社協が行う幅広い権利擁護活動の強化を図るため、法人後見などの取組みについて検討を進めていきます。

高齢者の虐待防止及び虐待事例への適切な対応を図るため、弁護士及び社会福祉士による高齢者虐待対応専門チームを組織し、市町村や地域包括支援センターにおける困難事例への専門職の派遣による助言及び支援を行うとともに、市町村社協、在宅介護支援センター等相談機関の職員に対する研修等を行い、地域における支援体制の強化を通じて高齢者虐待の防止に努めます。

(1) 日常生活自立支援事業の推進

【取組み】

- 待機者解消のための事業実施体制の構築
- 生活支援員確保の取組み強化推進
- 事業従事者の資質向上のための取組みの強化

【目標】

- 事業の適正化・効率化を図り、新規契約締結件数を対前年度比10%増、実利用者数を平成22年度469名から平成27年度まで

に 600 名へと増加をめざし、待機者の解消に努めます。

○生活支援員について、平成 22 年度 182 名から平成 27 年度 230 名の増員をめざし、基幹的社協の業務が適正かつ迅速に実施できるようにします。

○事業従事者の資質向上を図ることにより、効率的なサービスの実施を目指します。

(2)成年後見制度の利用支援

【取組み】

○関係機関と連携・協働した成年後見制度の利用促進

○市町村社協における日常生活支援活動の強化

【目標】

○平成 22 年度現在、日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への移行件数は 26 件（累計）ありますが、成年後見制度が必要な利用者が制度を利用できるよう関係機関との連携を強化し、平成 27 年度までに 90 件の移行を目指します。

○より多くの市町村社協で法人後見事業に取り組むことにより、地域住民に対して切れ目のない幅広い権利擁護支援の実施につなげます。

(3)市町村における高齢者虐待対応に対する支援

【取組み】

○弁護士会、社会福祉士会と連携した相談助言活動の強化

○高齢者虐待防止担当職員の資質向上の取組み強化

【目標】

○困難事例の早期解決と高齢者の虐待防止、地域における支援体制の強化と対応力向上を図ります。

数値目標項目	単位	22年度 現状	25年度 目標値	27年度 目標値
活動目標2-(1) 契約締結件数(累計)	件	802	1,058	1,274
活動目標2-(1) 実利用者数	人	469	558	600
活動目標2-(1) 生活支援員	人	182	217	230
活動目標2-(2) 成年後見制度への移行件数(累計)	件	26	55	90

活動目標3 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援

刑務所等の矯正施設を退所した高齢者や障害者の社会復帰について、地域での自立生活の基盤を整えるために住居の確保や福祉サービスの手続き等を行う地域生活定着支援事業を実施します。

また、矯正施設や保護観察所、更生保護施設等の司法機関との連携を図るとともに県外の地域生活定着支援センターや県内の福祉事務所・高齢者施設及び障害者施設等の福祉サービス事業所との連携をもとに支援の充実に努めます。

(1) 地域生活定着支援事業の実施

【取組み】

- 生活基盤の確保・拡大
- 個別支援ネットワークの構築

【目標】

- 行政および福祉・医療関係者、民間団体等との連携により矯正施設退所後の住居の確保に努めるとともに、地域での社会生活を支えるために、福祉サービスの利用を支援します。
- 多機関連携による支援体制を構築し、本人の社会生活の安定化を図るとともに、受入事業所の拡大や個別支援のネットワーク拡大を目指します。

第4節 **基本目標4** 明るい長寿社会づくり

1. 現状と課題

本県の高齢化の状況は、全国に対し比較的ゆるやかですが、高齢化率は確実に上昇していくことが見込まれています。

高齢者が心身ともに健やかで、主体的に社会とのつながりを持ちながらいかに充実した生活を持続させていくかが、高齢者のライフステージにおける大きな課題の一つになっています。

また、地域におけるミニデイサービスや配食サービス等の住民同士の支え合い活動においても地域の高齢者は重要な役割を担っていることから、長年の経験を活かした地域活動の担い手として高齢者の育成及び活動の支援を図ることが求められています。

2. 基本構想

高齢者がスポーツやレクリエーション、文化活動、就業等を通じて健康で生きがいを持って地域生活を送り、一人ひとりの能力を活かした活動を行うことができるよう活動の場や学習の機会を提供し、高齢者の生きがいづくりに寄与します。

併せて、市町村社協、行政等と連携を図り、地域活動の担い手として養成しつつ、地域の人材として高齢者の社会参加を促進していきます。

3. 目標達成に向けた取組み

活動目標1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

明るい長寿社会の実現に向けて高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の親しみやすいスポーツ、レクリエーションや文化活動の普及に努めます。

その一環として全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手等を派遣します。併せて全国健康福祉祭への派遣対象者を選出する場として、沖縄ねんりんピック並びに美術展を開催します。

また、多様化する高齢者の学習ニーズに対応するとともに、地域活動の担い手を養成するため、かりゆし長寿大学校カリキュラムにおいて活動の実践につながる実地体験や講座を設定するなど充実を図ります。卒業後はスムーズに地域活動に取り組めるよう、市町村社協をはじめ関係団体との連携を強化します。

さらに、高齢者にとっての就業は社会参加を通じて生きがいを高める場でもあることから、無料職業紹介活動を行い就業機会の拡大に努めます。

(1) 高齢者のスポーツ・文化活動の推進

【取組み】

- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣、沖縄ねんりんピックの開催、ニュースポーツの啓発普及等による健康づくりの推進
- かりゆし美術展開催による芸術文化活動の推進

【目標】

- 平成 22 年度に 18 種目で開催した沖縄ねんりんピックについては、平成 27 年度までに関連行事を含めて 23 種目への拡大を図り、参加者数については平成 22 年度の 1,732 名から 2,500 名への増加を目指します。また、ニュースポーツ紹介参加者を平成 22 年度の 65 名から平成 27 年度までに 300 名へ増やし、健康の保持・増進への関心を高めます。
- かりゆし美術展については、平成 22 年度出展数 198 名を平成 27 年度までに 350 名とするとともに、観覧者数を 1,700 名から 3,000 名への増加を図り、高齢者の芸術文化活動における参加機会の拡充につなげます。

(2) 高齢者リーダー養成

【取組み】

- かりゆし長寿大学校、シニアリーダー研修実施による地域活動の担い手養成

【目標】

○かりゆし長寿大学校では、地域活動の担い手を養成すべく、実践活動を取り入れた学習内容を提供し、地域活動に役立つ実践力を高めます。また、地域活動実践者を県外研修会へ派遣し、レベルアップを図ると同時に、リーダー研修会をはじめシニア向け地域活動講演会の定員を平成 22 年度現在の 65 名から平成 27 年度までに 300 名へ増員して開催し、高齢者の地域活動への啓発を促します。

(3) 高齢者無料職業紹介事業の実施

【取組み】

- 求人、求職情報の幅広い収集による職業紹介の充実
- 関連団体との連携、情報共有による就業機会の効率化の拡大

【目標】

○企業訪問による求人開拓を行い、平成 22 年度の 54 ヶ所から平成 27 年度までに 80 ヶ所を目指します。

数 値 目 標 項 目	単 位	22 年度 現 状	25 年度 目 標 値	27 年度 目 標 値
活動目標 1 - (1)	競技	18 (0)	21 (3)	23 (5)
沖縄ねりんピック開催種目 (関連行事) 数				
活動目標 1 - (1)	人	1,732	2,200	2,500
沖縄ねりんピック参加者数 (関連行事含)				
活動目標 1 - (1)	人	65	200	300
ニュースポーツ紹介参加者				
活動目標 1 - (1)	人	198	300	350
美術展作品出展数				
活動目標 1 - (1)	人	1,700	2,300	3,000
美術展開催による一般参加者数				
活動目標 1 - (2)	人	65	200	300
シニア向け地域活動講演会定員				
活動目標 1 - (3)	所	54	70	80
企業訪問による求人開拓				

第5節 **基本目標5** 政策提言活動の強化

1. 現状と課題

調査研究による政策提言活動は、県社協に求められる重要な役割の一つです。社会情勢とともにめまぐるしく変わる社会福祉関連諸制度の動向をおさえつつ、県民の福祉ニーズの把握や福祉事業の運営課題等を把握し、本県の社会福祉政策への反映を働きかけることが求められています。

また、本会事業が常に県民の福祉ニーズ等に応える活動であるために、沖縄県社会福祉協議会21プランによる事業の評価や改善、見直しを行い、適切な事業展開に努める必要があります。

沖縄県社会福祉予算対策協議会では、これまでも福祉施策の改善や制度の拡充を求めて運動を行ってきましたが、緊縮財政が続く昨今、より効果的な提言・要請活動に向けた運動方法の検討が求められています。

2. 基本構想

- 総合企画委員会による調査研究活動を強化し、県民の福祉ニーズの把握のもと政策提言につなげ、県民福祉の向上を図ります。また、局内プロジェクト研究の推進により、研究の成果を本会事業に反映させ、新たな福祉ニーズに応える事業展開を目指します。
- 沖縄県社会福祉予算対策協議会との連携強化のもとより効果的な福祉施策への提言・要請活動に向けて、活動のあり方についても見直しを進め、本県の福祉施策の充実を促進します。

3. 目標達成に向けた取組み

活動目標1 調査研究・企画活動の強化

県社協が、県民の生活福祉の向上に責任ある組織として、民間福祉活動の推進に中核的な役割を果たしていくためには、常に県民の福祉課題及び福祉事業の運営課題等の動向を的確に把握し、迅速かつ効果的な対応を進めることが必要です。そのため各種調査活動の体系的、計画的な実施、及び関係機

関との情報交換や日常的な情報収集活動を通じて福祉課題を明らかにし、新たなプログラムの開発や政策提言につなげていくため、総合企画委員会を中心とした調査研究活動の取り組みを強化します。

また、第3次沖縄県社会福祉協議会21プランにおいて、活動目標に照らした達成度や費用対効果に関する評価分析を行い、事業の改善や見直し、さらにスクラップ&ビルド等を進めていきます。

加えて、複数の部署にまたがる福祉課題や先駆的な取り組みが必要な事案については、局内にプロジェクトチームを設置し、調査研究等を進めます。

(1)福祉問題の調査研究の計画的推進

【取り組み】

- 総合企画委員会による調査研究活動の活性化
- 県民等へのアンケート調査を通じた福祉課題の把握
- 局内プロジェクト研究の推進

【目標】

- 総合企画委員会において2年に1回程度の県民等へのアンケート調査を実施し本県の福祉的課題について明らかにするとともに、課題の解決に向けた支援策の検討及びニーズに応じた事業展開につなげます。
- 毎年、職員による局内プロジェクト企画の募集を行い、部署や事業が複数にまたがるような横断的・先駆的な調査研究活動を推進し、本会の調査研究活動の充実を図ります。

活動目標2 福祉施策への提言・要請活動の強化

県民の生活福祉の向上を図るため、調査研究、連絡調整といった固有の機能を活かして、各種福祉施策への反映に取り組みます。そのため、沖縄県社会福祉予算対策協議会との連携強化に努め、より効果的な福祉施策への提言・要請活動に向けて、活動のあり方についても見直しを進めていきます。

また、市町村社協及び各種別協議会と協働して、社会福祉法人の経営や福祉サービス等に関する情報提供、調査研究、政策提言活動等を推進します。

(1)福祉施策の立案・提言活動の展開

【取組み】

- 沖縄県社会福祉予算対策協議会との連携強化
- 福祉施策提言・要請活動のあり方についての見直し
- 県等の各種審議会・委員会への参画を通じた政策提言

【目標】

- 沖縄県社会福祉予算対策協議会に設置される社協・民児協部会や老人福祉施設、保育施設など施設種別毎で構成する7つの部会との連携・強化により、社会福祉予算の拡充および福祉施策の充実を実現します。
- 福祉施策提言・要請活動のあり方に関する検討会を局内に設け、平成25年度までに提言活動の方策等について、予算対策協議会と協議しながら、提言活動の活性化を図ります。
- 県等の各種審議会・委員会に積極的に参画し、本会の目指す基本理念の実現を行政施策に反映させていきます。

第4章 計画を推進するための県社協の運営

第1節 地域福祉活動を総合的に推進する組織運営

1. 現状と課題

平成23年度の本会事業実施数については、経理・会計区分ベースで見た場合、一般会計44事業、収益事業3事業に加え、生活福祉資金などの特別会計が5事業あり、合計52事業を実施しています。

平成19年度以降、本会の事業実施数及び収入総額の推移については、下記の表のとおりとなっております。平成20年度の介護福祉士等修学資金貸付事業の創設、平成21年度の特例臨時つなぎ資金の創設及び生活福祉資金貸付原資の追加交付など、特別会計事業において国の福祉政策の動向に左右されやすい状況が表れています。

(事業実施数と収入総額) ※平成19年度～21年度は決算額。22・23年度は予算額

年度	一般会計事業数／ 収入総額		収益事業／ 収入総額		生活福祉資金等特別 会計事業／収入総額		合計事業数／ 収入総額	
	事業	千円	事業	千円	事業	千円	事業	千円
H 19	51	634,498 (19.2%)	6	179,824 (5.4%)	4	2,493,899 (75.4%)	61	3,308,223 (100.0%)
H 20	47	616,036 (15.1%)	6	186,882 (4.6%)	5	3,276,774 (80.3%)	58	4,079,693 (100.0%)
H 21	45	620,183 (10.5%)	4	161,901 (2.8%)	5	5,115,967 (86.7%)	54	5,898,051 (100.0%)
H 22	46	639,488 (12.8%)	4	143,777 (2.9%)	5	4,202,373 (84.3%)	55	4,985,638 (100.0%)
H 23	44	632,313 (13.6%)	3	123,484 (2.6%)	5	3,907,884 (83.8%)	52	4,663,681 (100.0%)

このような事業と予算により地域福祉の推進を図る本会の事務局体制は、

- ① 本会の事業、予算、役職員処遇等の総合的企画運営を担う**総務企画部**
- ② 市町村社会福祉協議会の連絡調整、地域福祉活動の育成・支援を担う**地域福祉部**
- ③ 社会福祉法人・施設及びそれらで組織する協議会の育成支援を担う**施設団**

体福祉部

- ④ 低所得者等の経済的自立を図る生活福祉資金等の貸付を担う**民生部**
 - ⑤ 社会福祉事業従事者の研修・講習、人材確保及び介護知識・技術や介護機器・福祉用具の普及を担う**福祉人材研修センター**
 - ⑥ 長寿社会づくりに係る施策推進及びかりゆし長寿大学の運営を担う**いきいき長寿センター**
 - ⑦ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）及び成年後見制度の利用支援を担う**福祉サービス利用支援センター**
 - ⑧ 矯正施設退所者の福祉サービス利用を担う**地域生活定着支援センター**
 - ⑨ 福祉サービスの利用者と提供事業者間での解決が困難な苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関としての**福祉サービス運営適正化委員会**
- の4部4センター、1委員会の9部所で構成しています。（平成22年度現在）

また、会員である福祉施設が種別ごとに協議会を組織し、専門的事項の観点から運営に参画し、会長の諮問に応え、意見を具申する種別協議会が7つあるほか、総合企画委員会をはじめ地域福祉を推進していくための専門的事項について、本会の運営に参画し、会長の諮問に応え、意見を具申する委員会が9つあります。

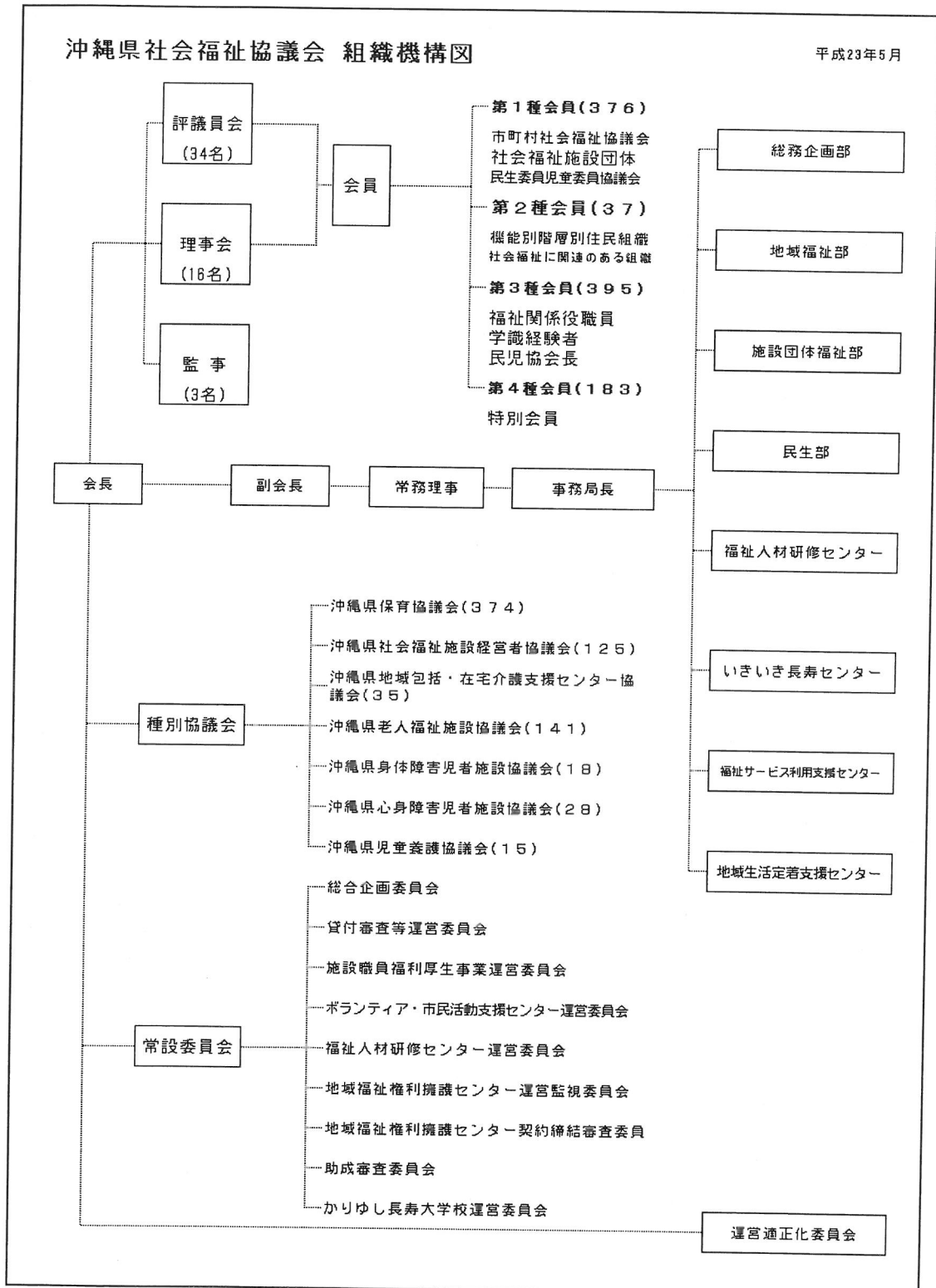
なお、平成22年度の職員体制は、事務局長1名、部・所長7名、正職員24名のほか、臨時的任用職員等の非正規職員51名となっています。

	事務局長	部・所長	正規職員	非正規職員	職員総数
H 18 年度	1名 (1.2%)	7名 (8.8%)	28名 (35%)	44名 (55%)	80名 (100%)
H 19 年度	1名 (1.2%)	7名 (8.2%)	27名 (31.8%)	50名 (58.8%)	85名 (100%)
H 20 年度	1名 (1.2%)	7名 (8.4%)	26名 (31.3%)	49名 (59.1%)	83名 (100%)
H 21 年度	1名 (1.3%)	7名 (9.1%)	24名 (31.2%)	45名 (58.4%)	77名 (100%)
H 22 年度	1名 (1.2%)	7名 (8.4%)	24名 (29.0%)	51名 (61.4%)	83名 (100%)

近年、職員数は80名前後で推移し、県補助金や委託金の予算措置単価及び事業の継続が不透明であることから、非常勤職員が6割を占めている状況があります。また、多くの部長級職員の定年退職が集中して予定されるなど年齢構成に偏

りがあり、安定的な組織運営の課題となっています。

今後とも、職員定数管理の徹底、計画的な職員採用及び職員の資質の向上、的確な人事配置に努め、事業の効果的、効率的な執行体制と健全な財務基盤の確立を図る必要があります。



2. 基本構想

社会福祉法において地域福祉の推進を負託された県社協が、県民福祉の増進に向けて、より効果的で効率的な事業活動を展開するため、理事会・評議員会機能の強化や経営の適正化と透明性の確保、会員体制の拡充、事務局体制の強化を図る必要があります。

活動目標1 理事会・評議員会機能の強化

本会の組織運営及び事業展開において、理事一人ひとりが適切な判断ができるよう、経営分析情報や事業計画及び事業報告を分かりやすい形で提供するなどの工夫を図ります。

また、本会の組織基盤である各種会員から選出される評議員会についても、それぞれの立場及び専門性を生かしたチェックと提言に資するよう適切な情報提供に努めます。

- (1) 理事会の主体的な経営体制の強化
- (2) 評議員会のチェック機能の強化

活動目標2 経営の適正化と透明性の確保

公共性の高い社会福祉法人として、県民に信頼される組織経営を進めるため、財務内容や事業執行状況等の情報を分かりやすく開示するほか、社会福祉活動に対する県民の理解と関心を喚起する広報活動の強化に努めます。特に、会員や県民の拠出する会費・寄附金の活用状況などについて広報媒体で公表し、県民の理解・協力の促進に努めます。

また、外部専門家による会計監査の実施及び出納事務に係るチェック体制の強化によって、会計制度及び経理処理上のコンプライアンス体制の強化を図ります。

さらに、本会の事業活動に係る関係者からの意見、提言、苦情に対しては誠実に対応し、申立者の納得が得られるよう検討・解決に努め、必要に応じて、第三者委員による客観的で公正な判断を尊重します。

- (1) 経営情報の適切な開示
- (2) 社会福祉活動に関する広報活動の強化
- (3) 外部監査の定期的実施
- (4) 内部けん制体制の確立
- (5) 苦情解決体制の強化

活動目標3 会員の拡充

本会の会員は、法人の組織基盤であり、社会福祉事業関係者のみならず、地域の各種団体や企業等、幅広い分野からの参加を得て県民参加の地域福祉推進を目指すため、会員組織の拡大に努めます。

また、財政安定化の観点からも会費収入の拡大を図るため、会員入会のメリットとしての会員サービスを強化するとともに、会費の使途を分かりやすく開示し、一層の透明化に努めます。

- (1) 会員制の見直しと拡充
- (2) 会員サービスの強化
- (3) 会員による事業参画の推進

活動目標4 組織体制の強化

本会は、市町村社協や福祉施設・法人、各種団体等で構成する協議体組織としての特性を有しており、本県の社会福祉の発展に向けて、各構成員との連携と協働を円滑に進めることができるよう、多様な組織・団体等による協議の場としての委員会活動の強化を図ります。

また、定款において「専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に応え、又は意見を具申する」ことが規定されている7つの福祉施設種別協議会の役割が十分に発揮できるよう、課題等の検討を進めるとともに、会員共通の課題解決を図るための自主的・自立的な運営と事業の活性化を支援します。

- (1) 常設委員会の機能強化及び弾力的、機動的な運営体制の確立
- (2) 各福祉施設種別協議会の自主的・自律的な運営の推進

活動目標5 業務推進体制の強化

大きく変動する社会・経済情勢のもとで、本会がその役割を十分に果たすため、多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む機動的な組織体制を構築するとともに、合理的かつ効率的な事業執行を図る観点から、事務処理権限の下位委譲、情報システムの積極的活用に努めます。

また、効果的に事業目標を達成するため、事業及び予算の進捗管理を徹底するとともに、事務局職員の事業計画への参画を促し、職制管理、職員の適材適所の配置など人事管理を徹底します。

さらに、地域におけるまちづくりや脆弱化する地域社会のつながりの再構築を担うなど、本会の組織力と総合力を活かす職員の資質向上を図る施策を展開します。

- (1) 部所間連携の強化
- (2) 業務執行の円滑化・効率化
- (3) 事務局職員の資質向上
- (4) 適正な業務評価制度の確立
- (5) 就業環境の整備
- (6) 危機管理体制の整備

第2節 財政基盤の強化

1. 現状と課題

本会の予算及び収支状況から考察されることとして、以下の点が挙げられます。

- ①国・県の施策によって補助金等の増減が大きい。
- ②生活福祉資金など用途の目的が限定された特定財源の割合が高く、財源が硬直化しており、本会の自主事業としての活動が厳しい。
- ③補助・委託費に対して歯止めのかからないマイナスシーリングが続いている。
- ④補助金の減額幅が大きく、近い将来、自己資金では補いきれない状況が見込まれる。
- ⑤事業規模の維持が困難化している。

2. 基本構想

国、県の財政の逼迫とともに公費補助、委託費の縮減が進められる中、公的サービスの維持・拡大を目指して適正な公費負担を求めつつ、会費、負担金、事業収益等の自主財源の充実に取り組み、積極的な事業活動と円滑な組織運営の確立を図ります。

活動目標1 自主財源の強化

本会が地域福祉の中心的な推進組織として、県民の負託に応えるためには、公費の補助・委託事業にとどまらず、柔軟で先駆的な事業活動に幅広く取り組むことが重要であり、そのためにも自主財源の確保が不可欠です。

各種会費や事業収入、興行収入等の自己財源の一層の充実によって、公益的な事業の拡大を進めるとともに、組織経営の安定化を図ります。

- (1) 会費収入
- (2) 寄附金収入

- (3) 事業収入
- (4) 基金・積立金等の運用
- (5) 県委託金における一般管理費の確保
- (6) 助成金、配分金の確保

活動目標2 効率的な予算執行とコスト削減

事業効率と費用対効果の観点から、既存の事務、事業について再点検と評価を行い、スクラップ&ビルドを進めるとともに、限られた人員と財源を、県社協に期待されている事業にふりむける方向で改善を図ります。

- (1) 事務費
- (2) 人件費の適正な管理
- (3) 事業費の効率的執行

活動目標3 目標管理の徹底

本計画の実効性を確保するため、本会財政状況と経営基盤強化計画の進捗状況について、全職員が認識を共有することによって、全員参加による目標達成に向けた意識強化を図ります。

- (1) 目標達成状況の共有
- (2) 各部・所の取組みの強化

第3次沖縄県社会福祉協議会21プラン

平成23年度～平成27年度（5年間計画）

基本理念

基本目標

活動目標

実施計画

担当部署

画い自と、立協安と働心共のし生もての生理、活念地でに域き立福るち祉地、活域沖動社縄を会の総を福合形祉的成文にし化を推てを進い創しく造ましたす。、つ県、民県並び一人あひとゆりが関係に者支え合

基本目標	活動目標	実施計画	担当部署
1. 地域福祉の推進及び福祉文化の形成	1. 市町村社協活動強化の支援を通じた地域福祉の充実	(1)小地域福祉活動の推進支援	地域部
		(2)コミュニティソーシャルワークの推進	
		(3)地域福祉活動計画策定の推進	
		(4)災害時における支援体制の整備と強化	
	2. ボランティア・市民活動の充実強化	(1)市町村ボランティアセンターへの支援	ボラセン
(2)ボランティア活動の促進と環境整備			
(3)NPO活動への支援と協働			
(4)ボランティア学習・福祉教育の推進			
3. 社会福祉施設の地域福祉・地域貢献活動の支援	(1)実態把握及び貢献活動の促進	施設部	
	4. 民生委員児童委員活動の強化・支援	(1)民生委員児童委員活動の強化 (2)地域の福祉ネットワークにおける連携活動の推進	民生部
5. 地域包括支援体制の確立	(1)地域における社会資源連携による支援体制づくりの推進	地域部	
	1. 施設提供サービスの質の向上	(1)課題・問題別の専門的な各種研修会等の推進 (2)調査研究活動の推進 (3)福祉従事者の体系的な養成研修の実施	施設部 人材研修
2. 福祉サービス利用者及び当事者団体活動の支援	2. 社会福祉法人経営改善・安定のための支援	(1)経営改善支援事業の普及啓発及び促進	施設部
	3. 資金助成による活動支援の推進	(1)社会福祉振興基金及び地域福祉基金助成事業の実施	いきいき
	4. 福祉人材の養成・確保事業等の推進	(1)福祉人材の就労および定着の支援	人材研修
		(2)社会福祉事業従事者確保に関する調査研究	
	5. 介護技術等の普及による介護意識の促進	(1)介護・福祉用具及び住宅改修に関する知識・技術の普及講座の開催	介護実習
		(2)介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実	
6. 苦情解決による適切な福祉サービスの推進	(1)運営適正化委員会事業の実施	運営	
3. 地域自立生活を支える福祉基盤づくり	1. 低所得者等への支援	(1)生活福祉資金貸付事業の効果的な運営	民生部
	2. 権利擁護活動の推進	(1)地域権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の推進	利用支援センター
		(2)成年後見制度の利用支援 (3)市町村における高齢者虐待対応に対する支援	
3. 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援	(1)地域生活定着支援事業の実施	定着支援センター	
4. 明るい長寿社会づくり	1. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進	(1)高齢者のスポーツ・文化活動の推進	いきいき
		(2)高齢者リーダー養成	
		(3)高齢者無料職業紹介事業の実施	
5. 政策提言活動の強化	1. 調査研究・企画活動の強化	(1)福祉問題の調査研究の計画的推進	総務企画部
	2. 福祉施策への提言・要請活動の強化	(1)福祉施策の立案・提言活動の展開	